

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

相談急増!「お試し」の つもりが定期購入に!!!

- ホームページやSNS等で「健康によい」、「ダイエット効果あり」などの広告を見て、商品を通常より安い価格で購入したところ、実際は定期購入契約だった。
- 消費者が自主的に停止手続きをしないため、自動で定期購入へ切り替わっていた。
- 解約をしようとしたら、「電話が繋がらない」「お試しで初回だけ支払えばよいと思っていたのに、その後も請求された」 など

「トラブルにあわないために」 「お試し」に申し込む前に注意すること

◆契約内容や条件を確認しましょう

- 1回限りの購入か、継続的な購入か、支払う総額はいくらか、解約や返品ができる場合はどんな条件か などをよく確認しましょう
 - ネット通販には、クーリング・オフがありません
- ※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぷら座 4階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818